

大通達甲（警）第20号
令和7年4月1日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

警務部会計課長
警備部機動隊長 殿
警察学校長

警察本部長

大分県警察本部工事成績評定評価委員会設置要綱の改正について（通達）

大分県警察本部工事成績評定要領（令和7年4月1日付け大通達甲（警）第22号別添）に基づく大分県警察本部が所掌する請負工事の成績評定に関し、支出負担行為担当官から意見を求められた事項等の審議については、「大分県警察本部工事成績評定評価委員会設置要綱の改正について」（令和2年7月3日付け大通達甲（警）第33号。以下「旧通達」という。）により実施しているところであるが、この度、組織改編に伴い、別添のとおり「大分県警察本部工事成績評定評価委員会設置要綱」を改正したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

（会計課営繕・施設係）

別添

大分県警察本部工事成績評定評価委員会設置要綱

第1 趣旨

この要綱は、大分県警察本部工事成績評定要領（令和7年4月1日付け大通達甲（警）第22号別添。以下「評定要領」という。）に基づく大分県警察本部が所掌する請負工事の成績評定に関し、支出負担行為担当官から意見を求められた事項等の審議を行う委員会の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 委員会の設置

警察本部に大分県警察本部工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第3 委員会の任務

委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 大分県警察本部が契約した請負工事について、評定要領に基づき請負者に通知した評定点等について、当該請負者から支出負担行為担当官に説明を求められた場合の回答
- (2) 支出負担行為担当官による請負者に対する工事成績評定（評定の修正を含む。）の通知に係る事項
- (3) その他工事成績評定の運用に係る事項

第4 委員会の構成

- 1 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 警務部会計課長

委員 警務部会計課次席

警務部会計課施設管理室長

警務部会計課施設管理室室長補佐

その他委員長が必要と認める者

- 2 委員長は、委員会を総括する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第5 委員会の運営

- 1 委員会の会議は、委員長が招集し、議事を主宰する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。
- 3 委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

第6 委員会の庶務

委員会の庶務は、警務部会計課において処理する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。